

第1回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議 会議録

日 時 令和8年5月8日(金)14時～15時半

場 所 南相馬市役所 東庁舎2階第3会議室

議 事

(1)報告事項

- ①ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の概要について
【資料1・資料2・資料3・資料4】
- ②ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る
実績値(R8.3.31 時点) 【資料5】
- ③人権に関する標語・ミニのぼり旗デザイン画審査スケジュール 【資料6】
- ④南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用可能な行政サービスの追加について 【資料7】

(2)協議事項

- ①人権啓発用リーフレット作成について 【資料8】
- ②人権に関する講演会(概要)について 【資料9】
- ③その他

【 会 議 録 】

1. 開 会

○会議出席者

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議

出席委員(7人)

前川 直哉 乗松 宏紀 青木 圭太 畑山 慶子 飯塚 宏
吉田 一貴 山田 一栄

欠席委員(1人)

鈴木 一憲

2. 委嘱状交付

各委員に委嘱状交付を行った。委嘱期間は、令和8年5月1日から令和10年4月30日まで。

3. 挨拶

中本市民生活部長より挨拶があった。また、会長が選出されるまでの間、市民生活部長が仮議長として進行を行うことになった。

4. 正副会長選出

要綱第5条により、会長には「飯塚宏」委員、副会長には「青木圭太」委員が選出された。飯塚会長および青木副会長より挨拶があった。

5. 会議録署名人の指名

飯塚会長が会議録署名人に、前川委員と乗松委員を指名した。

6. 書記の指名

飯塚会長が書記に市民課大樂主査を指名した。

7. 議事

(1) 報告事項

- | | |
|--|-------------------|
| ①ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議の概要について | 【資料1・資料2・資料3・資料4】 |
| ②ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画に係る
実績値(R8.3.31 時点) | 【資料5】 |
| ③人権に関する標語・ミニのぼり旗デザイン画審査スケジュール | 【資料6】 |
| ④南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用可能な行政サービスの追加について | 【資料7】 |

○飯塚会長

それでは、次第の7、議事にはいります。事務局より説明をお願いします。

≪ 事務局 資料1～7 により説明 ≫

○山田委員

パートナーシップ制度において宣誓が1件あったとのことで、大変うれしく思います。今後、利用可能な行政サービスについても、さらに充実が図られることを期待しております。

また、こうしたサービスの民間での実施については、福島県においても働きかけを行っていく方針であったと認識しております。市を含め、民間事業者への啓発が現在どの程度進んでいるのか、進捗状況を伺います。

○事務局(馬場補佐)

パートナーシップ制度につきましては、県と市で連携協定を締結していることから、市でパートナーシップ宣誓をされた方は県のサービスを利用でき、県で宣誓された方は市のサービスを利用できることとなっております。

民間における状況については、現時点では把握しておりませんが、昨年度実施した職員向け研修会において、民間への周知に関する意見がございました。今後、担当者間で調整を図りながら、市内の医療機関等にも制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

また、パートナーシップ制度の導入時に民間事業者の制度を調査した際には、大手携帯電話会社における家族割の適用や、金融機関におけるペアローンの利用など、関連するサービスが実施されている事例を確認しております。

○前川委員

そうしたサービスの充実も重要ですが、雇用や福利厚生 の面において、パートナーシップ関係にある方が家族として扱われるかという点も重要であると考えます。例えば、パートナーが入院している場合に、職員が帰宅したり休暇を取得したりできるかといった点については、現行法上では十分にカバーされていない部分があります。

福島大学では、パートナーシップ関係にある方を家族として取り扱うため、特別休暇等に関する内規を改正しました。南相馬市役所においても、職員がパートナーシップ制度に基づき、家族に対する福利厚生制度を利用できるような取組を進めることで、民間企業等にも同様の動きが広がっていくのではないのでしょうか。

○事務局(馬場補佐)

福島市では職員の休暇等について、パートナーシップ関係にある職員も利用できるようになったということも確認をさせていただいておりますので、今後そういった話ができればと思っております。

○飯塚会長

何らかの形で民間企業にどんどん啓発していくということですね。

○前川委員

質問というより提案になりますが、資料 7 に記載されている利用可能なサービスとして、新たに「結婚等新生活支援事業助成金」が対象となったことは、大変良いことだと思っています。同様の制度を有する自治体の中には、結婚に関する制度であることを理由にパートナーシップ制度の対象者への適用について判断が分かれ、制度の対象外としている事例もあったと認識しています。

しかし、パートナーシップ制度の対象者を除外してしまうと、この助成金が少子化対策のみを目的とした制度であるかのように受け止められ、人権への配慮が十分ではないとの印象を与えかねません。子どもを持つことへの支援だけを手厚くすればよいという考え方ではなく、多様な家族のあり方や人権を尊重する視点が重要であると考えます。

異性間のパートナーであれば対象となる一方で、同性間のパートナーは対象外とされるような考え方ではなく、パートナーシップ制度に基づく関係であっても、この助成金を利用できることを様々な場面で積極的に PR していただきたいと思います。そのことは、市が人権を大切にすまちなことを示す、良い意味でのアピールにもなると考えますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○山田委員

令和 8 年度人権施策推進事業計画のなかに企業における人権研修の募集というのがありますが、実績やどんな研修内容だったか教えてもらえますか。

○事務局(馬場補佐)

実績としては 1 件ございました。昨年度に申込みがあり、8 月末に研修を実施しております。講師については、人権擁護にも携わっておられる弁護士の西山先生に依頼し、研修を実施していただきました。

研修内容については、申込事業所から、介護事業所におけるハラスメント防止、カスタマーハラスメントへの対応、介護サービス提供に当たって注意すべきハラスメントについて学びたいとの要望がありました。

申込みの理由としては、ハラスメントに関する知識を事業所全体で深めることで、サービスの質の向上や職場環境の整備につなげたいとのことでした。研修ではグループワークも取り入れていただき、スタッフが発言する機会も設けられたことから、参加者からは「内容が大変良かつ

た」「理解が深まった」といった感想をいただいております。また、業務の都合上、短時間で継続性のある研修スタイルであれば、事業所内での理解がより深まるのではないかとの意見もありました。

事業所向けの研修は大変重要であると考えております。周知方法については、昨年度、商工労政課の協力により、事業所登録の一斉メール配信を活用し、市内事業者等へ周知を行いました。今年度についても、引き続き一斉メール配信による周知を行うとともに、青年会議所や商工会議所等にもチラシやポスターを配布し周知を図ってまいりたいと考えております。

○前川委員

青年会議所からお声がけをいただき、性的マイノリティに関する講師をさせていただいたことがあります。参加された企業の中からは、ジェンダーや性的マイノリティ、外国人の方々への対応などについて、企業としても理解や感度を高めていく必要があるのではという話もありました。こうした視点を持たなければ、まち全体が時代の変化に対応できず、若い世代から古いと受け止められ、そういった人材が都市部へ流出してしまう要因にもなりかねないと考えます。

○飯塚会長

ちなみに、相馬人権擁護委員協議会においても人権に関する企業訪問を年間 2、3 回程度行っております。

○前川委員

人権に関する標語の募集については、単にコンクールを実施するだけでは限界があるのではないかと考えます。現在は、子どもたちが人権について学ぶ機会、いわゆるインプットの機会が十分でないまま標語を考えている状況ではないでしょうか。そのため、まず子どもたちに対して人権に関する学習の機会を設け、その後に標語を考えてもらう形などが良いと思いますので、今後ご検討をいただければと思います。

○飯塚会長

他に意見なければ、報告事項については以上で終わりたいと思います。

(2)協議事項

- | | |
|--------------------|-------|
| ①人権啓発用リーフレット作成について | 【資料8】 |
| ②人権に関する講演会(概要)について | 【資料9】 |
| ③その他 | |

○飯塚会長

次に(2)協議事項 ①～③人権啓発用リーフレット作成などについて 事務局の説明をお願いします。

《 事務局 資料8～9より説明 》

○山田委員

市民向けの人権擁護に関する啓発について、例えば A3 判を折り込んで 4 ページ程度にした啓発資料を作成し、各家庭に 1 部ずつ配布することなどを想定しているのですがいかがでしょうか。

○事務局(馬場補佐)

啓発資料については、全戸配布を前提とするのではなく、啓発活動に応じて配布する方法も考えられます。もちろん、市ホームページの活用や隣組回覧による周知といった方法もあります。予算面の制約もありますが、可能な範囲で効果的な啓発方法を検討していきたいと思えます。

○畑山委員

隣組回覧の啓発チラシで伝えたい内容を多く盛り込むと、文字が細かくなり読まれにくくなる可能性もありますので、伝えるべきポイントを絞って見やすい形で作成するのが良いと思えます。情報量を増やしたい場合には、第 2 弾を出すとか段階的に周知していく方法も考えられます。

○飯塚会長

まず今年は、啓発用のチラシを作ってみることにして、その内容について次回以降の会議の中で検討していく。その上で、来年度以降については、A3 判を折り込んだ 4 ページ程度の冊子形式による啓発資料の作成など、より充実した周知を検討していくという方向ですね。

○前川委員

講演会の中で吉田さんと対談することについては、私はどちらでも差し支えありません。吉田さんのご意向を踏まえて判断していただければと思えます。

また、講演会の参加対象者については、まずは市内の方を対象とするということだと思えますが、市外の方から参加希望や問い合わせがあった場合には、どのように対応する予定でしょうか。

○事務局(馬場補佐)

参加対象者については、市内・市外を問わず受け付ける予定です。昨年度の講演会においても、橋本選手のファンの方など、市外からの参加者を受け入れておりました。そのため、今回についても、市外の方から申込みや問い合わせがあった場合には、お断りせず参加を受け付ける方向で考えております。

○吉田委員

市民の方が整理券を取得するためには、市民課または生涯学習課に行く必要があるということでしょうか。また、それ以外に整理券を受け取ることができる場所はあるのでしょうか。

○事務局(馬場補佐)

整理券の配布場所については、まず市民課および生涯学習課を予定しております。それに加えて、市内の各生涯学習センターにも依頼し、そちらでも整理券を配布していただくことも検討しております。

○吉田委員

幅広く市民の方々に知っていただくために、どのような方法で周知することを予定しているのでしょうか。ネット申込なども検討しているのでしょうか。

○事務局(馬場補佐)

周知方法については、広報紙、市ホームページ、LINEなどを活用して周知する予定です。また、新聞社にも取材を依頼し、紙面に取り上げてもらえたらありがたいと考えております。実際に、今年の講演会では新聞掲載記事を見て来場された方もいらっしゃいました。ネット申込みについては、実際の申込み状況などを踏まえながら、今後検討させていただきたいと思っております。

○前川委員

ネット申込みについては、Google フォームなどを活用すれば比較的簡単に作成することはできます。一方で、ネット申込は市外の方からの申込みが増え、市内の方の参加機会に影響が出る可能性も考えられますので、慎重に検討する必要があるかもしれません。ただ、周知が不十分だと知らなかったという声も出る可能性がありますので、回覧板、チラシ、ポスターなども含め、幅広く行うことが良いのではないのでしょうか。

○事務局(馬場補佐)

広報誌等の周知に加えて、小中学生の保護者に対しては、シグフィーという連絡ツールがありますので、そちらも活用して周知したいと考えております。

○飯塚会長

その他、皆さんの方から何かありますか。

○事務局(馬場補佐)

今後の講座予定ですが、市民向けの性的マイノリティに関する講座について、前川先生を講師として開催を予定しております。

また、次回の南相馬市人権推進会議は、6月2日13時30分から、東庁舎第一会議室にて開催を予定しています。

○飯塚会長

では以上で、議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

○事務局(相良次長)

では、以上をもちまして本日の日程はすべて終了となります。委員の皆様には、長時間にわたり慎重なる審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今後の会議の運営にあたりまして、委員のみなさまには、大変お忙しいなかとは存じますが、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、本日の第1回の推進会議を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

令和8年5月8日

会議録署名人

前川 直哉

会議録署名人

乗松 宏紀